

飛騨市森林整備計画書

森林・林業・木材産業のグリーン成長化と広葉樹のまちづくりの具現化に向けて

(計画期間)

自 令和7年4月1日
至 令和17年3月31日

令和7年3月31日樹立

飛騨市告示第47号

令和8年4月10日変更

飛騨市告示第172号



飛騨市

目次

序章 飛騨市森林整備計画の位置づけ	9
1 市町村森林整備計画の概要	9
(1) 森林計画制度とは	9
(2) 市町村森林整備計画とは	9
2 飛騨市森林整備計画の位置づけ	10
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	11
1 森林整備の現状と課題	11
2 森林整備の基本方針	12
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	12
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	14
3 森林施業の合理化に関する基本方針	15
II 森林の整備に関する事項	16
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	16
1 樹種別の立木の標準伐期齢	16
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	16
(1) 伐採方法	16
(2) 施業方法別の方針	17
3 その他必要な事項	19
(1) 伐採届出旗の設置	19
(2) その他伐採について必要な事項	19
第2 造林に関する事項	20
1 人工造林に関する事項	20
(1) 人工造林の対象樹種	20
(2) 人工造林の標準的な方法	21
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	21
2 天然更新に関する事項	22
(1) 更新樹種	22

(2) 施業	22
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	25
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	25
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	26
4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	26
(1) 造林の対象樹種	26
(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	26
5 その他必要な事項	26
(1) 共通事項	26
(2) 被害跡地の造林樹種	26
第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	27
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	27
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	27
(2) 間伐実施に伴う冠雪害の発生防止に関する指針	28
2 保育の種類別の標準的な方法	29
3 その他必要な事項	29
第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	31
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	31
(1) 水源涵（かん）養機能維持増進森林	31
(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等	32
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	34
(1) 区域の設定	34
(2) 施業の方法	34
3 その他必要な事項	34

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項	35
1 基本的な考え方	35
2 将来目標区分の設定に関する基準	35
(1) 木材生産林.....	35
(2) 環境保全林.....	36
(3) 観光景観林・生活保全林	36
3 森林配置計画の策定（変更）に関する運用	37
4 将来目標区分の設定.....	37
5 将来目標区分ごとの森林整備方針	37
6 将来目標区分ごとの施業基準等	38
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	43
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	43
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	43
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	43
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	43
5 その他必要な事項	43
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	44
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	44
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	44
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	44
4 その他必要な事項	44
第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	45
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	45
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する事項	46
3 作業路網の整備に関する事項.....	46
(1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方	46
(2) 基本路網に関する事項	46

(3) 森林作業道に関する事項	47
4 その他必要な事項	49
(1) 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	49
(2) 水源林における林道整備等の基本的な考え方	50
第9 その他必要な事項	51
1 林業に従事する者の確保及び育成に関する事項	51
(1) 林業事業者の体質強化.....	51
(2) 森林技術者の確保・育成・定着	51
(3) 林業後継者等の育成.....	51
(4) 異業種からの参入促進.....	51
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	52
(1) 高性能林業機械の導入促進	52
(2) 機械作業システムの目標	52
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	52
(1) 木材（針葉樹）流通の合理化	52
(2) 木材（広葉樹）流通の合理化	53
(3) 木材加工の合理化	53
(4) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画	53
Ⅲ 森林の保護に関する事項	54
第1 鳥獣害の防止に関する事項	54
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	54
(1) 区域の設定	54
(2) 鳥獣害の防止の方法	54
2 その他必要な事項	54
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	55
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	55
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	55

(2) その他	55
2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	55
(1) クマ剥ぎ対策	55
(2) 森林被害対策の方法	55
(3) 農作物被害対策としての森林整備	56
3 林野火災の予防の方法	56
4 その他必要な事項	56
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	56
(2) その他	56
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	57
V その他森林の整備のために必要な事項	58
1 生活環境の整備に関する事項	58
2 森林整備を通じた地域振興に関する事項	58
3 森林の総合利用の推進に関する事項	58
4 住民参加による森林の整備に関する事項	59
(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項	59
(2) 都市部との連携・交流促進に関する事項	59
(3) その他（森林環境教育、木育、森林浴等）	60
5 森林経営計画の記載内容に関する事項	60
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	60
(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項	60
6 連携して取り組む森林づくりに関する事項	61
(1) 関係団体・組織等とその役割	61
(2) 市有林の整備に関する事項	61
(3) 市有林の森林認証に関する事項	62
(4) 森林監視パトロールの実施に関する事項	62
(5) 目標林型の設定に関する事項	62
7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	62

8	その他必要な事項	62
(1)	制限林等の施業に関する事項	62
(2)	森林被害対策・森林の保護及び管理に関する事項	62
(3)	低質材の利用に関する事項	62
(4)	クリーンウッド法に関する事項	63
VI	広葉樹のまちづくり実現のために必要な事項	64
1	広葉樹のまちづくりの概要に関する事項	64
2	広葉樹資源の現状に関する事項	64
3	広葉樹天然林の施業に関する事項	65
(1)	広葉樹天然林の施業に関する考え方	65
(2)	市有林の活用	66
4	山元への還元に必要な広葉樹流通量の増加に関する事項	66
(1)	飛騨（地域）市産広葉樹の安定供給	66
(2)	多様な分野（木製家具・什器以外）での広葉樹活用	66
5	具体的な取り組みに関する事項	67
(1)	広葉樹活用推進体制の整備及び普及啓発	67
(2)	飛騨市（地域）産材の市内（地域内）留保（目標：①）	67
(3)	広葉樹活用人材の育成（目標：①）	67
(4)	飛騨市産広葉樹のサプライチェーンの強化（目標：③）	67
(5)	林業・木工技術者の確保・育成（目標：①・②）	67
6	連携して取り組む広葉樹のまちづくりに関する事項	68
VII	附属資料	69

飛騨市森林整備計画の策定にあたり

飛騨市のシンボルマークである「市章」は、古川町、河合町、宮川町、神岡町の4町をつなげる清らかな水がモチーフとなっています。

その清らかな水は、市面積の93.7%を占める豊かな森に端を発しています。豊かな森は清らかな水を育み、清らかな水は豊かな風景をつくり、水のある潤いのある風景は豊かな暮らしをつくります。昔から、森と水に恵まれ、豊かな生活が営まれてきたこの地であるからこそ、都から遠く離れていながらも雅やかな祭りや飛騨の匠といった高い文化、技術が生まれたに違いありません。



飛騨市市章

また、飛騨市が全国に自慢できるものには、全国的な和牛ブランドに成長した「飛騨牛」、食味分析コンクール国際大会で金賞を受賞し、全国トップブランドに急成長中の「飛騨の米」、『清流めぐり利き鮎会』で準グランプリを2度も獲得している「飛騨清流みやがわ鮎」、様々な国際大会での受賞が続く「飛騨の酒」などがありますが、これらに共通しているのも飛騨市の広葉樹天然林から湧き出るミネラル豊富な水なのです。

私たちは、この豊かな水、豊かな生活を飛騨市の将来を担う子どもたちに受け継ぐため、その源である森林を守っていかなければなりません。そのために私たちがしなければならないことは、森林に手を入れず放置することではありません。なぜなら、適切な時期に間伐等適切な手を入れることで、森はより豊かなものになるからです。

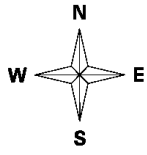
この度、森林法10条の5に基づき、今後の飛騨市の森林整備、活用について基本的な方向性を定める飛騨市森林整備計画を策定しました。飛騨市は現在、市内の天然林及び広葉樹材を産業をはじめとする様々な分野に活用し、産業の振興と市民の生活の質の向上を目指す「広葉樹のまちづくり」を推進していることを踏まえ、本計画では、引き続き針葉樹人工林の効率的な施業による林業振興、環境保全等に取り組むことのほか、初めて市の森林の約7割を占める広葉樹天然林の施業や活用についても盛り込むことといたしました。

本計画に基づき、今後もこれまで以上に、森林の保全及び森林資源の活用について、市民の皆様のご意見をいただきながら積極的に取り組んでまいります。

令和7年3月

飛騨市長 都 竹 淳 也

飛驒市位置図



飛驒市

HIDA CITY

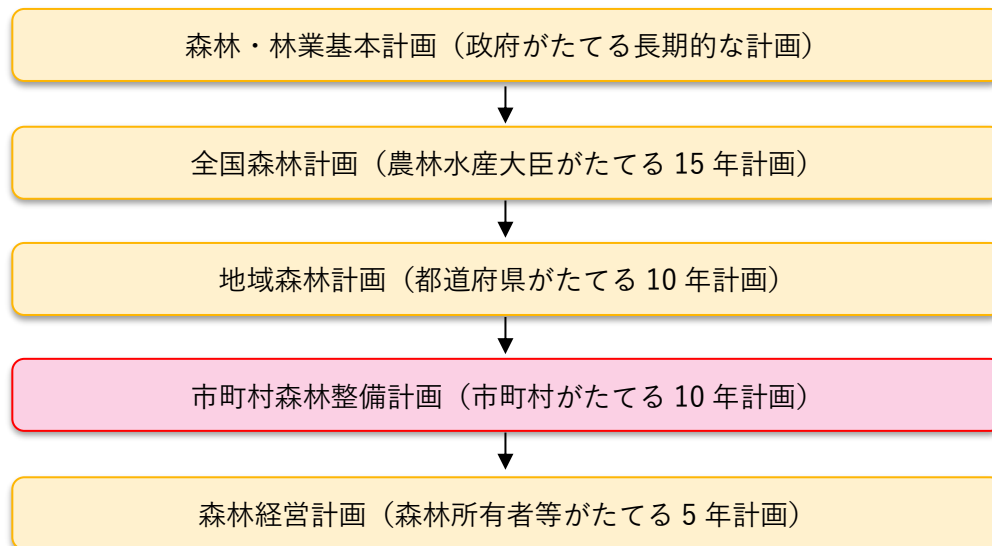
序章 飛騨市森林整備計画の位置づけ

1 市町村森林整備計画の概要

(1) 森林計画制度とは

森林計画制度とは、森林が有する水源の涵（かん）養、山地災害の防止、自然環境の保全、木材などの林産物の供給等の多面的な機能を安定的、持続的に発揮するために、国、都道府県、市町村、森林所有者等が、それぞれの立場・段階で計画的・長期的な視点に立って森林に関する計画をたてる制度です。

（森林計画の体系）※民有林



(2) 市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、森林法10条の5に基づき森林を有する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画で、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項のほか、公益的機能別施業森林区域（いわゆる「ゾーニング」）や作業路網その他森林の整備に必要な施設の整備に関する事項、鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項、森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項等について定めるものとされています。また、その内容は都道府県が策定する地域森林計画に適合したものでなければならないとも定められています。

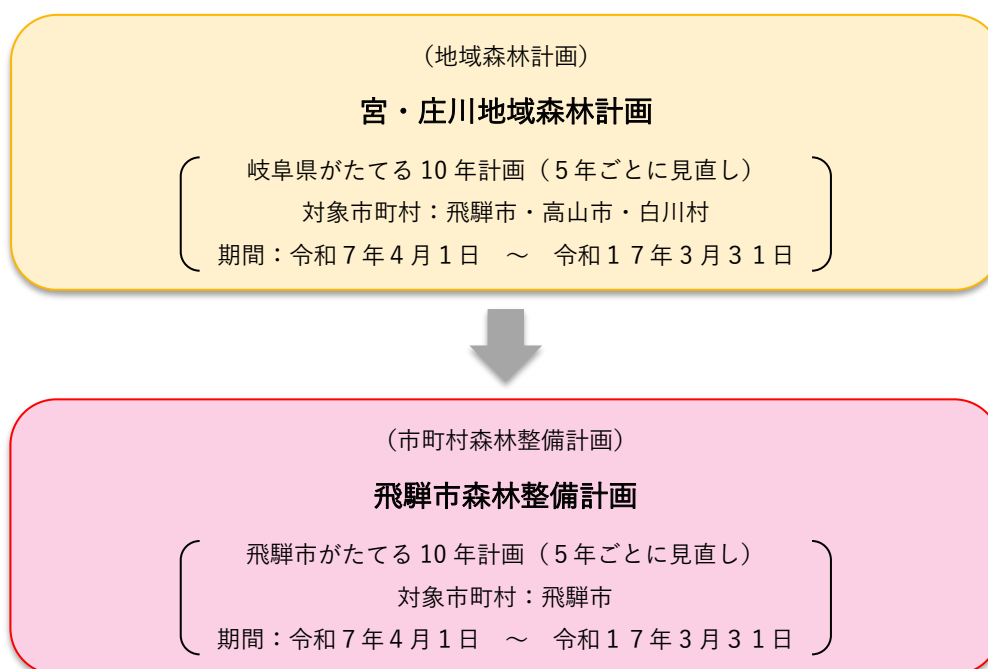
地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講ずることにより、長期的に適切な森林整備を推進することを目的とした森林づくりの構想とも言うことができます。

2 飛騨市森林整備計画の位置づけ

本計画は、地域の実状や市民の求める森林の機能やニーズを反映した実行性のあるものとし、飛騨市の森林・林業におけるマスタープランとなるものです。

策定にあたっては、飛騨市のまちづくりの基本計画である「飛騨市総合政策指針」等の各種関係計画との整合性を図ります。

計画期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10か年計画とし、5年ごとに見直しを行います。



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

飛騨市は、岐阜県の最北端に位置し、通称北アルプスと呼ばれる飛騨山脈の豊かな水と広大な緑に囲まれた、標高 200～2800mの美しい自然環境に恵まれた市です。

当市の総面積は 79,253ha で、約 93.7%にあたる 74,282ha を森林が占めています。内訳は国有林面積が 17,483ha、民有林面積が 56,799ha となっていますが、民有林（民有林面積より対象外民有林を除く）の内、スギを主とした人工林の面積は 16,625ha であり、人工林率は 29.3%と岐阜県の平均（45.3%）を大きく下回っています。これは日本海側気候区の寒冷多雪な気象条件に加え急峻な山岳地帯が多く、林業生産活動をするうえで大変厳しい自然条件にあるためと考えられます。

一方で、ナラ・ブナ等の広葉樹を主とした天然林の面積は 37,646ha と、民有林の約 7 割を占めていることが特徴です。しかしながら、かつては里山林として地域で活用されてきたこうした天然生林は、近年、人の手が入ることは少なく、加えてカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害も発生しており、ナラ類の占める割合が高い本市の天然生林にあっては、土砂流出防止等、森林の公益的機能の低下が危惧されます。

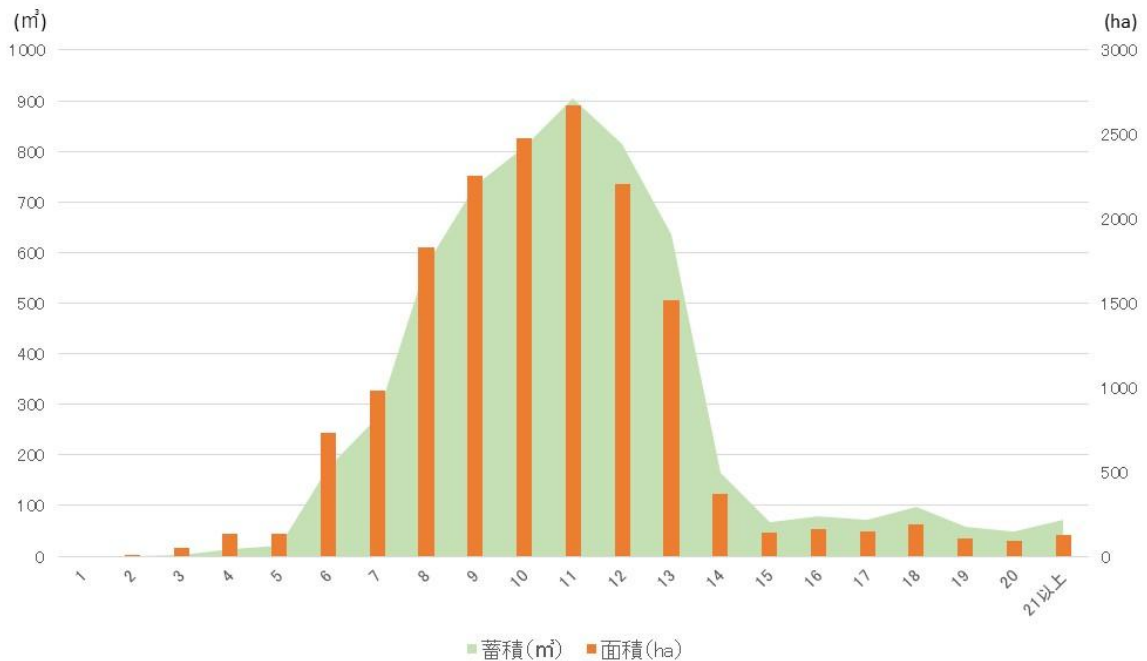
当市の森林は、神通川水系一級河川宮川及び高原川の上流域に位置するため、木材生産機能だけでなく、水源涵（かん）養機能の発揮が求められています。しかし、経費の高騰や林業従事者の高齢化、木材価格の長期に渡る低迷等により森林所有者の森林に対する関心や施業実施意欲の減退が顕著に現れており、これが森林整備の遅れの最大の課題となっています。これに対し、施業の合理化・機械化の促進、林業担い手の育成、国産材の流通及び加工における条件整備の推進等により林業経営の安定化を図る必要があります。

近年各地において記録的な豪雨とそれに伴い発生した林地崩壊が溪流沿いの立木を土砂とともに流出させ、下流域に大きな被害をもたらしています。当市では県との連携を図り、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めることも課題となっています。

区 分	面 積	備 考
総土地面積	79,253 ha	
森林面積	74,282 ha	森林率：93.7%
国有林面積	17,483 ha	
民有林面積	56,799 ha	
対象内民有林	56,718 ha	
うち人工林面積	16,625 ha	民有林の人工林率：29.3%
天然林面積	37,646 Ha	
その他面積	2,447 ha	
対象外民有林	81 ha	

(資料：国有林面積、民有林は、第15次宮・庄川地域森林計画書による。)

(参考) 人工林別資源構成 (蓄積・面積)



令和4年度版 岐阜県森林・林業統計書

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、宮・庄川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところです。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。

本計画では、宮・庄川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとします。また、森林の機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表 I -2-1-1 のとおりです。

表 I -2-1-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵（かん）養機能の維持増進を図るべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林など
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や貴重な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-2-2-1 に示します。

表 I-2-2-1 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。

	<p>施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を促進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p>
--	---

次に、将来目標区分ごとの森林整備方針について表 I-2-2-2 に示します。

表 I-2-2-2 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林境界の明確化、「岐阜県林内路網整備方針」に基づく路網整備などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。 ・ 針葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実にを行い、年齢構成の平準化を図る。 ・ 広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い主伐後は天然更新または植栽により更新を図る。チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要な最小限の森林整備を行う。 ・ 針葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。 ・ 広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。 ・ 搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。
観光景観林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。
生活保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、飛騨森林管理署、岐阜県、飛騨市、森林所有者、独立行政法人森林総合研究所、社団法人岐阜県森林公社、飛騨市森林組合等で相互に連絡を密にして、「岐阜県森林づくり基本計画」を参考として森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

適正な森林経営がされない場合には関係団体と協議を行いながら森林経営のあっせんを積極的に行う他、路網整備を推進し効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を積極的に行います。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

伐採の対象とする立木については、表Ⅱ-1-1-1の標準伐期齢以上を目安として選定することとします。また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、表Ⅱ-1-1-2のとおりとします。

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。具体的には、市内の区域に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市内の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考えて定めるものとします。

表Ⅱ-1-1-1 標準伐期齢

単位（伐期齢：年）

スギ	樹種					
	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
45	50	40	35	60	70	25

※標準伐期齢は、指標として定められるものであるが、その林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表Ⅱ-1-1-2 長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢	(標準伐期齢×2)以上
----------------------	-------------

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整整第 924 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

(2) 施業方法別の方針

施業区分別の伐採の指針は、表Ⅱ-1-2-2を基準とします。

表Ⅱ-1-2-2 伐採に係る施業基準

区分	施業基準
共通事項	<p>① 共通事項</p> <p>主伐にあつては、次のとおりとする。</p> <p>a 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林についてはその目的に応じて適切な施業を行うものとする。</p> <p>b 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域（以下「水源林」という。）においては、標準伐期齢に 10 年を加えた林齢以上での実施に努めるものとする。</p> <p>c 大面積の伐採をやむを得ず行う場合には、空間的・時間的に分散させるよう努めるものとする。</p> <p>d 造林の限界である標高 1,400m 以上又は積雪深 2.5m 以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。</p> <p>e 天然林の主伐は、若齢林においてはぼう芽更新によるものとするが、老齢林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。</p>
育成単層林	<p>① 対象とする森林</p> <p>人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(7) 人工林を皆伐する場合</p> <p>人工林を皆伐する場合は、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保残木施業（1ha を超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を 50～100 本/ha 程度を残す。）を行い、適確な更新を図るものとする。保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集团的に配置する。</p> <p>(4) 保護樹帯の設置</p> <p>a 保護樹帯の必要な場所</p> <p>下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合は、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方 等 <p>b 1ha を超える人工林の伐採</p> <p>1ha を超える人工林の伐採にあつては、保護樹帯として 2～3 列（20～30m）程度の幅で残す。</p> <p>c 人家、道路沿いの伐採</p> <p>人家、道路沿いについては、樹高（10～15m）程度控えたところに保護樹帯を設ける。</p> <p>d 保護樹帯の管理</p> <p>残置した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。</p> <p>(5) 1ha を超える人工林の伐採</p> <p>1ha を超える人工林の伐採にあつては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。</p>

<p>育成複層林</p>	<p>① 対象とする森林 人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(7) 育成複層林における伐採 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。</p> <p>(イ) 択伐の場合 択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。</p> <p>(ウ) 皆伐の場合 皆伐するにあたっては、「育成単層林」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p> <p>(エ) 天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p> <p>(オ) 育成木施業をする場合 育成木は、将来にわたり健全性が保たれるものを選定する。間伐木は、育成木の生長を妨げるものとし、不良木であっても生長に影響しないものは伐採しない。</p>
<p>天然生林</p>	<p>① 対象とする森林 主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図る森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(7) 天然生林における主伐 主伐にあたっては、「育成単層林」及び「育成複層林」に準ずる。</p> <p>(イ) 育成木施業をする場合 育成木の選定にあたっては、単一樹種に偏ることなく、高木性のものを数種類選定する。</p>

3 その他必要な事項

(1) 伐採届出旗の設置

森林法第 10 条の 8 第 1 項及び第 15 条の届出に係る伐採のうち、1ha 以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置することとします。また森林法第 34 条第 1 項の許可に係る伐採のうち、皆伐を実施する箇所に、県が交付する伐採許可旗を設置するものとします。

(2) その他伐採について必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする必要があります。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業（バッファゾーン整備タイプ）により整備したバッファゾーンについては、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に係る樹種については、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・飛騨市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 ・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。
-------	---

人工造林の対象樹種	<p>・ 主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="418 286 1348 510"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td> <td>ミズナラ、ブナ、ホオノキ、サクラ、クリ、ウダイカンバ、トチ、ミズメ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	ミズナラ、ブナ、ホオノキ、サクラ、クリ、ウダイカンバ、トチ、ミズメ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。		
区分	針葉樹	広葉樹	備考								
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	ミズナラ、ブナ、ホオノキ、サクラ、クリ、ウダイカンバ、トチ、ミズメ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。								
最深積雪深による造林樹種の区分	<p>・ 積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (宮・庄川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</p> <table border="1" data-bbox="418 616 1348 913"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m 未満の地域</td> <td>・ それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m 以上の地域</td> <td>・ 耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5m を超える地域</td> <td>・ ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.0m を超える地域</td> <td>・ 人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考：宮・庄川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m 未満の地域	・ それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m 以上の地域	・ 耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5m を超える地域	・ ヒノキの人工造林を避ける	2.0m を超える地域	・ 人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m 未満の地域	・ それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m 以上の地域	・ 耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5m を超える地域	・ ヒノキの人工造林を避ける										
2.0m を超える地域	・ 人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る										
カシナガ等被害跡地の造林樹種	<p>・ 枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</p>										

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林に係る施業方法については、表Ⅱ-2-1-2 のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-2 人工造林に係る施業方法

人工造林における植栽本数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要樹種における植栽本数は1,000 ～ 5,000 本/ha を基礎として、その地域における自然条件や既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。 ・ 植栽本数の決定に当たり、ここで示す本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とする。
人工造林の標準的な方法の指針	<p>①地拵えの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。 <p>②植栽方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法から植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

ただし、択伐による伐採にかかるもので、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新を図るものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(1) 更新樹種

更新樹種は、高木性樹種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、VI付属資料2別表5を参照。

(2) 施業

ア) 天然更新すべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

天然更新の完了確認は、当該天然更新をすべき期間内に、原則として、後述する更新調査により行うものとします。

イ) 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は表Ⅱ-2-2-2のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-2 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新の標準的な方法	<p>①天然下種更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 <p>②ぼう芽更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
-------------	---

天然更新補助作業の標準的な方法	<p>①地表処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するために行うものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。 <p>②刈出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の立地条件に応じ、全刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。 <p>③植込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新樹種の育成状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行う更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子攪乱とならないものを選定すること。 <p>④芽かき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。
-----------------	---

ウ) 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 <u>50cm以上かつ競合植物の高さ以上</u>
-----	--

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までににおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--------	---

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

工) 更新調査

表Ⅱ-2-2-5により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

更新調査の実施主体	更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査対象地	更新調査対象地は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所 ・「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所
標準地の設定	更新調査は、更新調査対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 ①残存木が無い場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;帯状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;帯状標準地を6箇所以上、4ha以上;帯状標準地を8箇所以上設定。 ②残存木がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ・標準地の数 残存木については、更新調査対象地2ha未満;1箇所、2ha以上4ha未満;2箇所、4ha以上;3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。 ③群状や点状の伐採の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 複数の更新調査対象地内に2m×2mのプロットを設定。 ・標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。 ④標準地の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・標準地は、更新調査対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 <ul style="list-style-type: none"> ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新調査対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・更新調査対象地の面積が1ha以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない) ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合
--	--

オ) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、市長は造林者に対して、表Ⅱ-2-2-6により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

表Ⅱ-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、飛騨市森林整備計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとします。

なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。

- 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在すること
- 伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合
- 林床に更新樹種が存在する場合（森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が見られない、林床がササなどで一面被覆されていないなど）
- 伐採方法が皆伐でない伐採（ただし、誘導伐における帯状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
- 送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- 森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により更新補助作業が実施される場合

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当該森林の区域をⅦ付属資料 2 別表 4 により定めるものとします。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア) 人工造林の場合

表Ⅱ-2-1-1 によるものとします。

イ) 天然更新の場合

表Ⅱ-2-2-1 によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

表Ⅱ-2-2-4 によるものとします。

5 その他必要な事項

(1) 共通事項

事業対象地域及びその周辺に分布、生育する樹種は、一般に気象条件に適合した樹種と見なすことができますが、土壌条件や水分条件は植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。

育成複層林において下層木植栽を行う場合は、耐陰性の高い樹種（陰樹）や品種を選択するよう努めます。

(2) 被害跡地の造林樹種

カシノナガキイムシ被害等により立木が枯損している地域では、低下する森林機能を早急に回復させるために、枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を行い、それを補完するために必要な場合は、人工造林による樹種転換を図るものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。施業の実施にあたっては、Ⅶ付属資料3別紙2を標準とします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施します。

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

- 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、表Ⅱ-3-1-1～表Ⅱ-3-1-5を基に、間伐を行う際の規範として定めるものとします。
- 間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率（材積）を30%以上にするよう努めることとします。
- 崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進します。
- 伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとします。特に土砂の流出路となる谷筋（高水位以下）においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにします。
- 周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させます。

表Ⅱ-3-1-1 スギ育成単層林間伐基準表（標準伐期）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
スギ	心持柱材・板材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	400～600	15～20
		第2回間伐	18～23	500～700	20～30
		第3回間伐	24～30	300～500	20～30

表Ⅱ-3-1-2 ヒノキ育成単層林間伐基準表（標準伐期）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
ヒノキ	心持柱材・造作材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12～17	600～800	20～30
		第2回間伐	18～23	400～600	20～30
		第3回間伐	24～30	300～500	20～30

表Ⅱ-3-1-3 スギ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
スギ	大径材生産 (板材・横架材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	12～16	500～700	20～25
		第2回間伐	18～22	500～700	25～30
		第3回間伐	27～31	400～600	25～35
		第4回間伐	38～42	300～400	25～35
		第5回間伐	58～62	200～300	25～40

表Ⅱ-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率（材積） (%)
ヒノキ	大径材生産 (役物柱材・板材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	17～21	500～700	20～25
		第2回間伐	25～29	400～600	20～25
		第3回間伐	33～37	400～600	25～35
		第4回間伐	48～52	350～450	30～35
		第5回間伐	68～72	150～250	20～30

表Ⅱ-3-1-5 平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

(2) 間伐実施に伴う冠雪害の発生防止に関する指針

冠雪害危険度マップにおいて、冠雪害危険区域として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施します。

また、優勢木の平均形状比(樹高/胸高直径)が高い(概ね 70 以上)林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形状比を徐々に低くしていくものとします。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病害虫の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある箇所では行わないこととします。

※1 冠雪害：湿った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。

(宮・庄川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ 参照)

【参考】「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」アドレス：

「<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、表Ⅱ-3-2-1を基に、森林の保育作業を行う際の規範として飛騨市森林整備計画において定めるものとします。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

表Ⅱ-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施林齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 つる切りを同時に行うものとする。
枝打ち	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm(2~4齢級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行うこととする。 なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域(積雪1.0m以上)については降雪状況にもよるが、毎年行う必要がある。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

3 その他必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保します。また、森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進を図るものとします。

施業の実施にあたっては周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとします。伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋梁等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させること

が無いよう流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵（かん）養機能維持増進森林

水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア) 区域の設定

当該森林の区域をⅦ付属資料 2 別表 1 により定めるものとします。

なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を設定することとします。

- i 地形について
 - a 標高の高い地域
 - b 傾斜急峻な地域
 - c 谷密度の大きい地域
 - d 起伏量の大きい地域
 - e 溪床又は河床勾配の急な地域
 - f 掌状型集水区域
- ii 気象について
 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- iii その他
 - a 大面積の伐採が行われがちな地域
 - b 水源林

イ) 施業の方法

伐期の間隔を拡大するとともに伐採面積の規模を縮小した皆伐を行うものとし、表Ⅱ-4-1-1 に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域をⅦ付属資料 2 別表 2 により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-1 伐期の延長を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
55	60	50	45	70	80	35

(2) 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア) 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域をⅦ付属資料 2 別表 1 により定めるものとします。

① 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- i 地形について
 - a 傾斜が急な箇所であること。
 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。
- ii 地質について
 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
 - d 流れ盤となっている箇所であること。
- iii 土壤等について
 - a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。
 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
 - c 石礫地から成っている箇所であること。
 - d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。

iv その他について

a 流木災害の恐れがあるところ。

② 快適環境形成機能維持増進森林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- i 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- ii 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- iii 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③ **保健文化機能維持増進森林**（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- i 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- ii 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- iii ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- iv 希少な動植物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

イ) 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。
- 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
72	80	64	56	96	112	40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、Ⅶ付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

3 その他必要な事項

水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要な場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ① 森林配置計画は宮・庄川地域森林計画の対象となる民有林を対象とする。
- ② 将来目標区分は、原則林班を単位として設定するものとする。
- ③ 林班ごとの将来目標区分は、第2項に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定する。
- ④ 将来目標区分が定まらない林班は白地とすることができる。

2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとします。

(1) 木材生産林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮したうえで表Ⅱ-5-2-1により定めるものとします。

表Ⅱ-5-2-1 木材生産林の判定基準

■条件1 造林の適地である<以下の全てを満たすこと、満たす場合は条件2へ>

番号	項目	内 容	
		県が定めた基準	市が独自に設定する基準
①	積雪深	スギ 2m、ヒノキ 1m、その他樹種 2m 未満であること	
②	傾 斜	40 度未満であること	
③	標 高	スギ、ヒノキ 1,200m 未満、その他樹種 1,400m 未満であること	
④	土 壌	褐色森林土又は黒色土であること	

■条件2 人工林がまとまっていて傾斜が緩やかである<以下の全てを満たすこと、満たす場合は条件4へ。満たさない場合には条件3へ>

番号	項目	内 容	
		県が定めた基準	市が独自に設定する基準
①	人工林率	林班内の人工林率 45%以上	林班内の人工林率 30%以上
②	平均傾斜	30 度以下	

■条件3 人工林が少ない、または急傾斜地であるが林道から近いく以下の全てを満たすこと、満たす場合は条件4へ>

番号	項目	内 容	
		県が定めた基準	市が独自に設定する基準
①	人工林率 平均傾斜	林班内の人工林率 45%未満、または平均傾斜が 30 度より急	林班内の人工林率 30%未満、または平均傾斜が 30 度より急
②	集材距離	林道からの距離 300m	林道及び作業道台帳に登載された作業道等からの距離 300m

■条件4 保全要素（下記のすべて）が無いこと<満たす場合は木材生産適地として抽出>

番号	項目	内 容	
		県が定めた基準	市が独自に設定する基準
① ⑥		①保安林（土砂崩壊防備、なだれ防止、落石防止、魚つき）、②急傾斜地崩壊危険地域、③県自然環境保全地域、④山地災害危険地区（危険度A）、⑤県水源地域、⑥自然公園（特別保護地区、第1・第2種特別地域）	

■木材生産林の判定<上記条件にあてはまる林班面積に占める割合が以下の判定基準以上であること>

木材生産適地の割合（%）	森林計画策定区域の割合（%）
50%以上	—
30%以上 50%未満	50%以上

(2) 環境保全林

環境保全林の設定にあたっては、表Ⅱ-5-2-2により定めるものとします。

表Ⅱ-5-2-2 環境保全林の判定基準

環境保全林の判定基準	木材生産林以外 + 特別に保全すべき水源林や希少動植物の生息する湿地帯等（禁伐などの施業方法に定めのある森林）
------------	---

(3) 観光景観林・生活保全林

観光景観林及び生活保全林の設定にあたっては、表Ⅱ-5-2-3により定めるものとします。

表Ⅱ-5-2-3 観光景観林・生活保全林の判定基準

観光景観林	<ul style="list-style-type: none"> ・市が観光振興上重要であると認める森林 ・県や市が愛称を付けた道路であって、沿道に観光スポットなどが断続的にあるなど、「観光道路」として位置づけられる道路沿いの森林 ・景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法に基づく景観計画において、景観重点区域に指定されている区域にある森林 ・ 地域として森林景観を維持する体制が整っている、またはその予定がある森林 ・ 沿道に近接する林縁から尾根までの区域
生活保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要である森林 ・ 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林 ・ 林縁から概ね 30m以内の森林

3 森林配置計画の策定（変更）に関する運用

飛騨市森林配置計画については、上記 1 及び 2 の基準に基づき定めるほか、必要に応じて下記の条件をすべて満たす場合、設定基準を変更可能とします。

- ① 森林所有者に森林経営に対する意欲がある場合（森林経営計画を樹立済、または今後計画を樹立予定）
- ② 条件付き施業（条件の種類：作業道、伐採、更新方法など）を順守する場合。
- ③ 有識者の意見を参考に、飛騨市森林審議会において十分な検討時間を設けた上で変更が妥当であると判断した場合。

4 将来目標区分の設定

第 2 項により設定された区域をⅦ付属資料 2 別表 6 に示す。

5 将来目標区分ごとの森林整備方針

表Ⅱ-5-5-1 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林境界の明確化、「岐阜県林内路網整備方針」に基づく路網整備などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。 ・ 針葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実にを行い、齢級構成の平準化を図る。 ・ 広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い主伐後は天然更新または植栽により更新を図る。チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。

区分	森林整備方針
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要最小限の森林整備を行う。 ・針葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。 ・広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。 ・搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。
観光景観林	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。
生活保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。

6 将来目標区分ごとの施業基準等

将来目標区分ごとの施業基準等については、表Ⅱ-5-5-1のとおりとしますが、各々の森林の自然条件等に合わせ作業方法を変更するなど、画一的な施業にならないよう留意することが必要です。

表Ⅱ-5-5-1 将来目標区分ごとの施業基準等

区分	現況	施業の基準等
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象森林（保安林等）で作業を実施する場合には林地等の保全に留意する。 ・コホンジカ被害発生地域においては必要に応じて更新木等の保護を図るためシカ柵等の防除資材の設置を行う。
木材生産林	天然林 （主に広葉樹林）	<ul style="list-style-type: none"> ○保育 <ul style="list-style-type: none"> ・用材生産林での除間伐は、針葉樹人工林のような面的・定性的な管理ではなく、育成木の支障になる木だけを伐採するような単木的な管理を行う。不用意な伐採は、コストの増加や幹部での後生枝の発生を誘発するため伐採は必要最小限とする。 ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐を実施する場合には、公益的機能の低下を最小限にするため、小面積皆伐を基本とする。 ・保全上必要な場合は、保残木又は保護樹帯を設置すること。 ○更新 <ul style="list-style-type: none"> ・大径材生産を行う林分では、萌芽力の低下により萌芽更新が困難になることが予想されるため、皆伐を行った場合には、目標林型にあわせ、天然下種更新や植栽により確実な更新を図る。 ・生産目標樹種の更新について天然更新によりがたい場合には、人工植栽による更新を図る。 ・ササ地など更新が困難な場所においては稚樹の刈り出しなど、更新補助作業を十分に行うこと。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・パルプ・チップ、キノコ原木、バイオマス燃料生産林では、萌芽更新力の高い樹種を活用し 10～30 年周期での伐採による省力的施業を行う。 ・用材生産林では、目的樹種の成立本数等から用材生産林としての可否の判断を行う。用材生産林に適さない場合には、パルプ・チップへの用途変更、植栽による樹種転換を図るものとする。 <p>※施業例については「宮・庄川地域森林計画 資料編 表 2-4-1」などを参考とする。</p>
	人工林 （主に針葉樹林）	<ul style="list-style-type: none"> ○保育 <ul style="list-style-type: none"> ・初期成長が早い苗木の活用などにより下刈り作業の省力化を行う。 ・目標林型にあわせて、従来型の密度管理を用いた間伐だけでなく、将来木施業のような単木管理型の間伐についても活用を図る。 ・間伐の遅れによる林床植生の消失など、公益的機能の低下が危惧されるような林分状況にならないよう適切な管理を行う。 ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の低下を最小限にするため、皆伐を実施する場合には小面積皆伐を基本とする。 ・保全上必要な場合は、保残木又は保護樹帯を設置すること。 ○更新 <ul style="list-style-type: none"> ・植栽による更新を基本とする。 ・自然条件、目標林型等に合わせた低コストな造林方法を可能な限り導入する。

区分	現況	施業の基準等
環境保全林	天然林	○特段の施業を要しない。
	人工林 (植栽木の優占度－低)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育（広葉樹優占度の増加） ・広葉樹林化を促進するため、広葉樹の生育に支障となる針葉樹を必要に応じて伐採する。 ・不成績造林地では、同一林分内であっても自然条件等により立木本数が異なるため、針葉樹一斉林のような面的な整備の考え方ではなく、小面積・単木的な単位での管理を行う。 ・広葉樹林化を目標とするが、支障木となっていない限り、伐採コスト等を勘案し無理な針葉樹伐採は行わない。 ○その他 ・植栽由来木の伐採以外は基本的に施業を行わず、自然の遷移にゆだねる。
	人工林 (植栽木の優占度－高)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育 ・健全な針葉樹人工林が成立している場合、当面針葉樹人工林として管理することも可とする。 ・間伐遅れ林分では、表土流亡による埋土種子の消失、実生の定着阻害などにより広葉樹の侵入が妨げられることが想定されるため、施業実施前に表土の状況等を確認すること。 ・表土流亡が発生している林分では伐採木を等高線と並行方向に残置するなど土砂流出の防止に留意する。 ○更新（広葉樹の導入） ・針葉樹一斉林に広葉樹を導入するため、必要に応じて更新伐（100㎡以上の群状伐等）を実施する。 ・積極的に樹種転換を図る必要がある場合には1ha未満の皆伐で、周辺森林を残置し、モザイク状に伐採していく施業も可。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、再造林を行う。 ・若～壮齢の森林については更新伐実施後数年で更新予定地の照度が低下することが予想されるため、伐採区の大きさ、林冠の再開鎖の速度等に応じて追加の更新伐を実施すること。 ○その他 ・広葉樹の導入にあたっては、対象林分の林床植生、周辺林分の樹種構成、広葉樹林との位置関係に留意し、導入の難易について把握したうえで実施すること（現在、すべての針葉樹人工林について適応可能な針広混交林化技術はなく、可能な立地は限定される。隣接広葉樹林、前生樹がない場合には天然更新による針広混交林化は非常に困難）。 ・針広混交林化には、複数回の間伐等の伐採を実施するなど光環境の制御が必要であるなど手間がかかることに留意すること。 ・相対照度が高くなりすぎた場合、ススキなどの草本種の繁茂により高木性木本種の更新が妨げられる恐れがあるため、安易な強度間伐の実施を控えること。

区分	現況	施業の基準等
観光景観林	沿道の森林 (林内景観を重視するエリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育（林内整備） <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の森林は、林内を見通すことができるよう、下刈り、除間伐や、枝打ちを行う。 ・伐倒木は原則搬出し、明るく開放的な空間を確保する。 ・目を引くような大径木がある場合には、その木への視線が大きく遮られないように周辺木の配置に留意し林内景観整備を行う。 ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐を行う場合 1 ha 以下とし、周辺森林を残置し時間・空間的に伐採跡地の分散を図る。 ・皆伐後、伐採木は原則搬出し、残枝等も整理し景観上支障にならないように留意する。 ○更新 <ul style="list-style-type: none"> ・景観に優れた樹種に転換を行う場合には、天然更新や場合によっては在来種の植栽を行い外来種等の導入は行わない。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。
	遠景の森林 (林外景観を重視するエリア)	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐を行う場合 1 ha 以下とし、周辺森林を残置し時間的、空間的に伐採跡地の分散を図る。 ・主な眺望点からの視線に留意し、伐採跡地が目立たないように伐区の形状などの設定を行う。 ・間伐を実施する場合、林冠に極端な欠損部が発生しないよう選木に留意する。 ○更新 <ul style="list-style-type: none"> ・景観に優れた樹種に転換を図る場合には、天然更新や場合によっては在来種の植栽を行い外来種等の導入は行わない。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。

<p>生活保全林</p>	<p>林縁部</p>	<p>野生鳥獣の生息域との緩衝帯の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯を森林として管理を行う場合には、地域の実情に合わせて1～3割の上層木を保残しつつ、視界を確保するため林床植生の刈り払いなどを行う。 ○保育 <ul style="list-style-type: none"> ・上層木が十分に発達していない場合（樹高が数m等）は、刈り払い実施時に将来上層木となりうる高木性樹種の保残を行う。 ・刈り払い等を定期的に行うことなどによって、人の気配を残すように留意する。 ○更新 <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新、植栽などにより将来上層木となる樹木を育成する場合には、二ホンジカ等の食害に対する防除を行う。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・表土流亡の恐れがある箇所で、森林整備により一時的に裸地化するような場合には、伐採木を等高線と並行方向に残置するなど表土流亡の防止に留意する。また急斜面地など残置した伐採木の移動により斜面下方の保全対象に被害が発生することが懸念される場合には、伐採木の移動防止に留意すること。 ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。 <p>倒木等危険木対策のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・斜立木など電線や民家に掛かる恐れのある立木を除去する。 ・直立木であっても、形状比が極端に高いなど冠雪害による被害が予測される立木は伐採すること。 ○保育 <ul style="list-style-type: none"> ・過密状態を避け、間伐等の実施により形状比を下げるように努める。 ・間伐を実施する際は林分の安定性を損なうような強度の間伐は行わない。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・表土流亡の恐れがある箇所で、森林整備により一時的に裸地化する場合には、伐採木を等高線と並行方向に残置するなど、表土流亡の防止に留意する。また急斜面地など残置した伐採木の移動により斜面下方の保全対象に被害が発生することが懸念される場合には、伐採木の移動防止に留意すること。 ・重複する木材生産林または環境保全林の整備方針と調整を図る。
--------------	------------	--

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、スケールメリットを活かした効率的な施業の実施が可能となります。このため、市職員、集落のリーダー、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、飛騨市森林審議会及び飛騨市森林集約化推進協議会の活動を推進し、集落、市、圏域など地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の推進を促すものとします。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を行う場合、長期にわたり森林を経営していく観点からも、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施、もしくは経営の受託を実施するよう努めなければならないものとします。また、経営の受託にあたっては、施業しない森林についても森林保護に関する巡視活動も実施しなければならないものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない未整備森林のうち、経営に適した森林は集約化および境界明確化を経て林業事業者が森林整備を進めるよう調整する一方で、経営に適さない条件不利森林については、森林経営管理法に基づき所有者の意向を踏まえ飛騨市未整備森林整備事業として森林整備を進めます。

5 その他必要な事項

民有林整備事業により、市内における効率的な森林施業を支援し、林業生産活動が継続的に実施される仕組みを整えることで、森林資源の活用推進と、山林の荒廃防止を目指します。

また、豊かで価値の高い森づくりと広葉樹林の多様な資源を安定的に供給し、広葉樹のまちづくりを更に推進するため、広葉樹の搬出に対しても支援を行います。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、市及び森林組合による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。なお、実施地区内での具体的な施業は、市、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行う。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあつては、森林組合をはじめとする市内林業事業者との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で、森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施するものとします。

- ・森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で実施すること。
- ・作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- ・共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ・共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t 積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等に留意します。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表Ⅱ-8-1-1 のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとします。

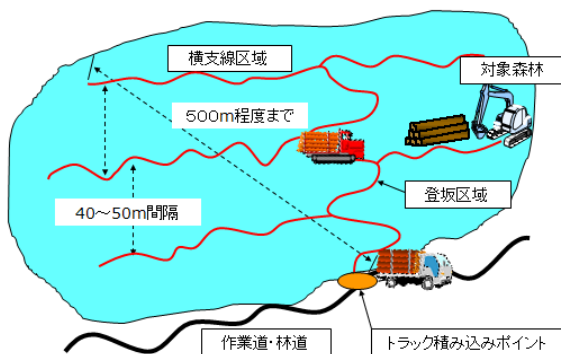
また、林道と森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

表Ⅱ-8-1-1 路網密度水準表

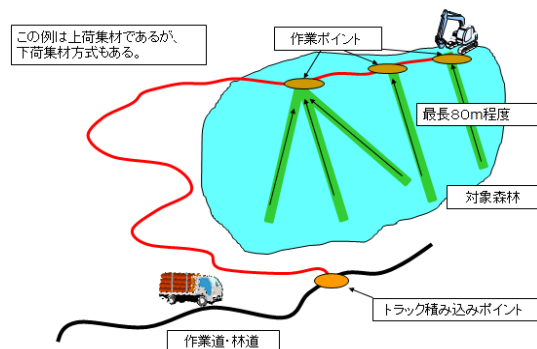
区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0度～15度)	車両系作業システム	110m/ha 以上	30～40m/ha 以上
中傾斜地(15度～30度)	車両系作業システム	85m/ha 以上	23～34m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	23～34m/ha 以上
急傾斜地(30度～35度)	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	16～26m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	16～26m/ha 以上
急峻地(35度以上)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

※「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

◎車両系作業システムのイメージ



◎架線系作業システムのイメージ



2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表Ⅱ-8-2-2のとおり設定します。

表Ⅱ-8-2-2 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)
古川町高野字湯船、畦畑字畑ヶ洞	228	高野～畦畑線	3,000

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。

(2) 基本路網に関する事項

ア) 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位（開設・拡張舗装:m、拡張改良:箇所、面積:ha）

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号
開設	自動車道		飛騨市	森安～万波線	700	717		飛騨市-1-開設
開設	自動車道		飛騨市	森安～万波線	1,500	717	○	飛騨市-1-開設
開設	自動車道	指定林道/林業専用道	飛騨市	高野～畦畑線	1,500	228	○	飛騨市-2-開設
開設	自動車道		飛騨市	畑ヶ洞	1,000	42	○	飛騨市-3-開設
			前期	3	4,000			
			後期	1	700			
開設 計					4	4,700		
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	森安～万波線	1	717		飛騨市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	森安～万波線	4	717	○	飛騨市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	安峰線	1	110		飛騨市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	安峰線	4	110	○	飛騨市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	双六～瀬戸線	5	2,107		飛騨市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	双六～瀬戸線	1	2,107	○	飛騨市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	神原～数河線	2	1,206		飛騨市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	洞～数河線	1	3,294		飛騨市-5-改良

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	洞～数河線	5	3,294	○	飛驒市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	大谷線	5	683		飛驒市-6-改良
<u>拡張(改良)</u>	<u>自動車道</u>		<u>飛驒市</u>	<u>大谷線</u>	<u>1</u>	<u>683</u>	<u>○</u>	<u>飛驒市-6-改良</u>
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	森安～臼坂線	1	251		飛驒市-7-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	杉越線	1	65		飛驒市-8-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	和佐府線	1	1,236		飛驒市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	和佐府線	2	1,236	○	飛驒市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	牛形線	1	172	○	飛驒市-10-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	峠ヶ洞線	1	152		飛驒市-11-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	灘見谷線	1	182		飛驒市-12-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	小路口線	1	55	○	飛驒市-13-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	扇野線	1	19	○	飛驒市-14-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	小萱～蔵柱線	1	348		飛驒市-15-改良
<u>拡張(改良)</u>	<u>自動車道</u>		<u>飛驒市</u>	<u>小萱～蔵柱線</u>	<u>1</u>	<u>348</u>	<u>○</u>	<u>飛驒市-15-改良</u>
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	猪臥線	3	195		飛驒市-16-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	猪臥線	1	195	○	飛驒市-16-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	深谷線	1	54	○	飛驒市-17-改良
拡張(改良)	自動車道		飛驒市	茂住線	1	373	○	飛驒市-18-改良
			前期		13	24		
			後期		13	24		
拡張(改良)計					26	48		
拡張(舗装)	自動車道		飛驒市	洞～数河線	3,000	3,294	○	飛驒市-1-舗装
			前期		1	3,000		
			後期		0	0		
拡張(舗装)計					1	3,000		

※位置については、概要図にて図示する。

イ) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

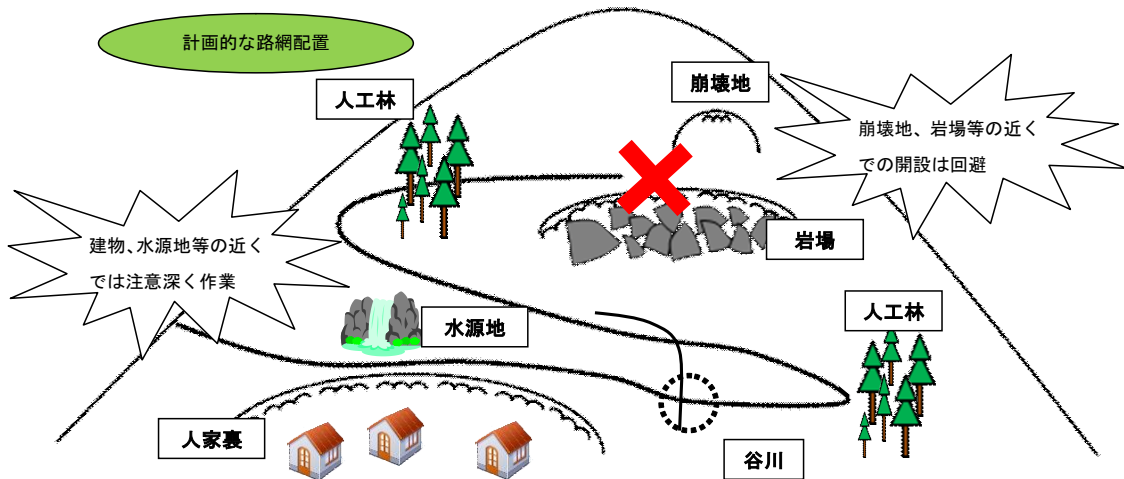
(3) 森林作業道に関する事項

ア) 森林作業道の作設に係る留意点

① 計画上の留意事項

森林作業道の開設は、必要最小限度の開設とするため、将来の利用を想定した計画的な路網配置や必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進めます。

- 森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。
- 森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。
- 崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所及び人家や水源地等重要な保全対象が直下にある場所では、路網や土場の設置を避けることを基本とします。



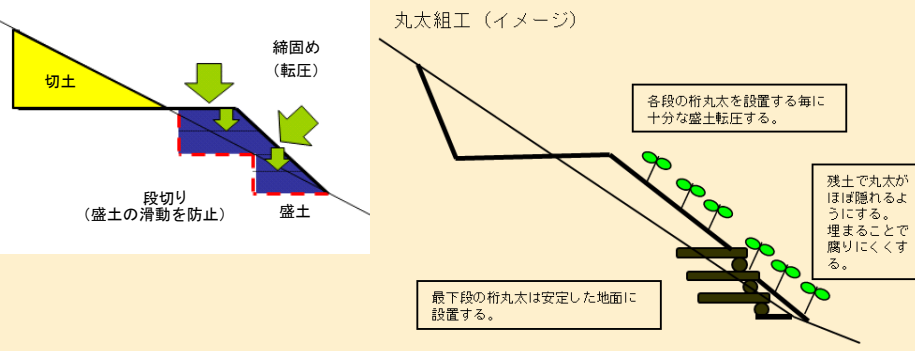
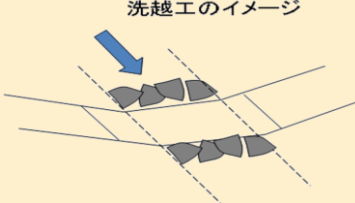
②施工上の留意事項

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努めます。

- 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- 森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

<p>盛土</p>	<p>「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応した法面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>  <p>丸太組工（イメージ）</p> <p>各段の桁丸太を設置する毎に十分な盛土転圧する。</p> <p>残土で丸太がほぼ隠れるようにする。埋まることで腐りにくくする。</p> <p>最下段の桁丸太は安定した地面に設置する。</p>
<p>小溪流の横断</p>	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</p>  <p>洗越工のイメージ</p>
<p>路面水の処理</p>	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p>
<p>残土処理</p>	<p>残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。</p>

イ) 森林作業道の維持管理に関する事項

森林作業道を長く使用していくため、施設管理者は直接施業に使用していない時も定期的に点検を行い、必要に応じ補修を行うなど適切な維持管理に努めます。

4 その他必要な事項

(1) 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設については表Ⅱ-8-4-1のとおりとします。

表Ⅱ-8-4-1 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
飛騨市森林組合	古川町信包	7,100 m ²	—	中間土場

中間土場				(針葉樹)
株式会社柳木材 中間土場	古川町高野	1,000 m ²	—	中間土場 (広葉樹)

(2) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設ですが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による浸食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性があります。

そこで、特に水源林の区域内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとします。

ア) 計画上の留意事項

- 取水施設に近接して開設を行う場合は、地元と十分調整を図ります。
- 水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより浸食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避けます。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境（取水源の有無など）の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更、必要な対策を講じます。
- 整備する路網の種類（林道、林業専用道、森林作業道等）、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努めます。

イ) 施工上の留意事項

- 路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生の未然防止、軽減を図ります。
- 路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の改変を極力抑え、残土の発生を抑えます。また、盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とします。
- 開設により裸地化した箇所（法面）は、浸食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施します。
- 雨水による路体の浸食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備します。

ウ) 維持・管理上の留意事項

- 開設後は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の未然防止に努めます。
- 降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避けます。また、既設未舗装路網を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する路網の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、濁水防止対策を実施します。
- 森林作業道は、森林整備のために特定の人だけが利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じます。

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の確保及び育成に関する事項

(1) 林業事業体の体質強化

本市では、森林組合の広域合併をはじめ、事業体の経営合理化、体質強化に向けた様々な取り組みが進められてきたところです。今後も小規模林業事業体の組織化や木材産業事業体との連携強化を進め、経営基盤の安定化を図るとともに、飛騨市森林審議会の活動などを通して、林業事業体と地域の森林所有者との信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となった安定的事業量の確保に努めることが重要です。

森林組合においては、高い経営感覚を有する員外理事等の登用などによる執行体制の強化、飛騨市森林審議会への積極的な参画等による指導部門の強化を図るとともに、長期施業受委託契約の締結の促進、森林情報のデータベース化等森林整備部門の再編強化を図ることが重要です。

林業会社等においては、計画的・安定的な事業量を確保するため、飛騨市森林審議会への参画等を通じ、林業会社間の系列体制、ネットワーク体制の構築及び森林組合との連携体制を構築し、経営体質の強化を図ることが重要です。

(2) 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校卒業生をはじめ、林業技術者養成施設において学んだ実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。また、岐阜県立森林文化アカデミーとの協定締結に基づき、伐木、集材等の専門技術等の高度な技術や指導能力を有する森林技術者の育成に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めるものとします。

(3) 林業後継者等の育成

林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年の林業への就業促進等、林業後継者の育成を図るものとします。

(4) 異業種からの参入促進

林業参入の意欲がある建設業等異業種に対して、林業者との連携体制づくりと、技術習得のための研修機会の提供など支援します。異業種からの林業参入を通じて、林業現場の労働安全衛生確保、施工管理やコスト管理について林業者の意識改革を促進するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上、労働強度の軽減及び安全性の観点から、高性能林業機械の導入促進を図ります。これまで飛騨市森林組合を中心に高性能林業機械の導入が進んでいますが、今後も森林整備の効率化を進めていくため、高性能林業機械の導入と機械オペレーターの養成、路網の整備状況に応じた作業システムの確立に努めるものとします。また、機械の共同利用化等による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとします。

(2) 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた伐出作業において指向すべき機械作業システムの一般的な目標は、表Ⅱ-9-2-1のとおりです。

表Ⅱ-9-2-1 指向すべき機械作業システムの目標

作業型	傾斜	集材距離	作業システム
車両系	30°未満	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) チェーンソー グラップル ハーベスタ フォワーダ グラップル
架線系 ①	—	25~100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー スイングヤタ [*] グラップル ハーベスタ グラップル
架線系 ②	—	100~400m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) チェーンソー クラヤタ [*] グラップル ハーベスタ グラップル

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材（針葉樹）流通の合理化

当市の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できるように、原木流通から木材製品の加工・流通まで一貫した体制整備と合理化を図ることとします。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める団地の設置を推進するものとします。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の系列化・統合等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は市売り、B・C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を進めるものとします。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織の設置、協定の締結などによる製材工場等への直送による安定的供給体制の整備を促進するものとします。

(2) 木材（広葉樹）流通の合理化

当市の森林の約 7 割を占める広葉樹資源の活用及び価値の向上を促進するため、市内製材所や林業事業体を核に小径木広葉樹の新たな流通拠点及びその仕組みづくりを行います。

(3) 木材加工の合理化

工場等への原木直納、製材業者・工務店等の系列化、ネットワーク化による製品直納等により、木材流通の合理化を進めます。

(4) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域をⅦ付属資料2別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア) 計画上の留意事項

森林の適切な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、人工植栽が予定されている森林を中心に対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置・維持管理、忌避材の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の鳥獣害防止対策を推進します。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施します。

イ) 捕獲

対象鳥獣であるニホンジカの捕獲方法として、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲を実施します。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

ア) カシノナガキクイムシ被害対策

平成18年に飛騨市北部で初めて被害が確認され、その後急速に被害が広まり市内ほぼ全域にわたり被害が発生するまでに至ったものの、現在はピーク時と比べて小康状態にあると言えます。

しかしながら、今後も甚大な被害に発展する可能性があるため、被害に遭う前の伐採・利用・若齢林化、被害木の駆除対策（殺虫菌剤の樹幹注入）等に努めます。

また、道路や民家裏等の市民の生活に直結する場所近くにある枯れた被害木については、倒木等による二次被害に発展する可能性もあることから、飛騨市集落等による生活環境保全林整備事業や県里山林整備事業の活用により予防伐採に努めます。

イ) マイマイガ被害対策

周期的に訪れるマイマイガの大量発生年には、様々な樹木の葉を食いつくし、植栽後間もない幼齢木については枯死したり、生長にも大きく影響する可能性があるため、大量発生年には林業事業者や森林所有者への呼びかけにより幼齢木枯死の危険性等を知らせ、周辺の卵塊の除去などの呼びかけに努めます。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県の関係機関をはじめとする地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行うこととします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) クマ剥ぎ対策

人工林の場合、伐採間近の大径木の被害割合が多く、経済的な損失が大きいため、徐間伐・枝打ちの実施や防除（忌避剤、テープ巻き等）及び駆除等の対策に努めます。

(2) 森林被害対策の方法

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を推進します。

(3) 農作物被害対策としての森林整備

かつて薪炭林などで多く利用されていた里山は、現在、木材価格の低迷や家庭用燃料の化石燃料化などにより急激に利用されなくなり、そのほとんどが藪化、雑木林化し林内の見通しが悪くなっています。

荒れた里山は野生動物の棲家となり、その棲家が農地と隣接してしまったことで農作物被害が加速しているため、人と獣との棲み分けによる獣害被害に効果があると言われる緩衝帯（バッファゾーン）の整備を推進します。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施します。

4 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

クマ剥ぎやカシノナガキイムシ等の病虫獣害及び雪害・風害等の被害を受けているもの、あるいは被害を受けやすいものにあつては、森林の健全性の維持や山地災害防止、インフラ被害防止の観点から、伐採して更新を図ることとします。て更新を図ることが望ましい森林については、表Ⅲ-2-4-1 のとおりです。

表Ⅲ-2-4-1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
飛騨市宮川町菅沼地内	

(2) その他

森林所有者及び森林組合などの林業事業体職員で、森林に入って作業を行うものは、病害虫や有害鳥獣による被害の状況を速やかに地域で共有する体制の整備を行います。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし（当市において保健機能森林に指定されている森林がないため）

V その他森林の整備のために必要な事項

1 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住促進を図るため、林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）を窓口として、当市への新規移住者（家族）を募ります。都会生活を体験してUターン、都会に生まれ育ってIターンした人たちの多くは、山村地域の生活環境が都市部と比較して十分整備されていないことから、市職員やボランティア・地域住民による生活のアドバイスを行っていきます。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、宮川及び高原川の上流域に位置し、戦後造林した人工林資源は利用の時期を迎えていることから、それらの森林資源を川下側である製材工場等に供給していくことで地域振興に資するとともに国産材自給率向上に貢献できるよう努力します。施業委託型林業による低コスト、効率的な森林施業を推進すると同時に、自伐林家への支援や自伐型林業の普及も行うことで、中山間地域の活性化に寄与します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

市内各施設の利用を通して、多面的機能の理解を深めてもらうと共に、森林整備の重要性を学んでもらうよう努めます。

森林の総合利用施設については表V-1-3-1のとおりです。

表V-1-3-1 森林の総合利用施設

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
古川町森林公園	古川町 信包	敷地面積 143,280 m ² 林業センター 1棟 管理棟 1棟 野球場 1面 陸上競技場 1面 テニスコート 6面 キャンプ場 他	古川町 信包	敷地面積 143,280 m ² 林業センター 1棟 管理棟 1棟 野球場 1面 陸上競技場 1面 テニスコート 6面 キャンプ場 他	1
なかんじょ川関連	河合町 元田	敷地面積 10,692 m ² 管理棟 1棟 宿泊施設 12棟 休憩所 1棟 レクリエーション施設 1棟 屋外劇場 他	河合町 元田	敷地面積 10,692 m ² 管理棟 1棟 宿泊施設 12棟 休憩所 1棟 レクリエーション施設 1棟 屋外劇場 他	2
ふるさと山荘ナチュラルみやがわ	宮川町 西忍	敷地面積 14,365 m ² 管理棟 1棟 コテージ 5棟 創作体験棟 1棟	宮川町 西忍	敷地面積 14,365 m ² 管理棟 1棟 コテージ 5棟 創作体験棟 1棟	3

		他		他	
山之村キャンプ場	神岡町 森茂	敷地面積 53,549 m ² 管理棟兼食堂 1 棟 道路状況等提供施設 1 棟 バンガロー 6 棟 コテージ 5 棟 他	神岡町 森茂	敷地面積 53,549 m ² 管理棟兼食堂 1 棟 道路状況等提供施設 1 棟 バンガロー 6 棟 コテージ 5 棟 他	4
流葉自然休養園コテージ・自然休養村オートキャンプ場	神岡町 西	敷地面積 50,850 m ² セミナーハウス 1 棟 コテージ 9 棟 オートキャンプサイト 35 区画 研修施設 2 棟 他	神岡町 西	敷地面積 50,850 m ² セミナーハウス 1 棟 コテージ 9 棟 オートキャンプサイト 35 区画 研修施設 2 棟 他	5
生活環境保全林「朝霧の森」	古川町 黒内	敷地面積 327,200 m ² 遊歩道 1601m 休憩所 2 棟	古川町 黒内	敷地面積 327,200 m ² 遊歩道 1601m 休憩所 2 棟	6
クアオルト健康ウォーキングコース	古川町黒内・古川町信包	遊歩道（黒内） m 遊歩道（信包） m 案内看板 各一式 他	古川町黒内・古川町信包 神岡町西	遊歩道（黒内） m 遊歩道（信包） m 遊歩道（西） m 案内看板 各一式 他	7

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する植樹会等を開催し、併せて森林・林業体験プログラム（ワークショップ）等を実施することで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進します。

また、森林・林業の問題は多岐にわたり森林に携わるものだけでは解決できない課題もあるため、地域住民の理解と協力を得られるよう森林・林業の普及を進めていきます。

(2) 都市部との連携・交流促進に関する事項

本市の代表的な河川である宮川と高原川は飛騨市と富山市の境付近で合流し神通川となって富山市を通り富山湾へ流れ出ていくことから、森林の整備及び保全においても流域間連携を推進し、上・下流が一体となった森林整備を検討します。

また、首都圏などの大都市圏の自治体等との交流を促進し、普段、森や木に触れることのない都市部在住の子供等にその機会を提供するとともに、都市部で排出された二酸化炭素を飛騨市の森林で吸収する森林版 J-クレジットへの取り組みについても積極的に検討します。

(3) その他（森林環境教育、木育、森林浴等）

森林は人が生きていく上では必要不可欠なものでありながら、近年、暮らしをとりまく環境の変化により、森や木に対する関心が薄れています。

そのため、木とのふれあいを通して、木の良さを感じ、森林に誇りと愛着をもってもらおうよう、森林環境教育、木育活動を推進します。

また、森林のもつリラクゼーション効果、健康増進効果を利用した登山やクアオルト健康ウォーキングなども併せて取り組んでいきます。

5 森林経営計画の記載内容に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ・Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ・Ⅱの第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表V-5-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して行うものとします。

表V-5-1-1 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
該当なし		

6 連携して取り組む森林づくりに関する事項

本市が目指す森林づくりを達成するためには、森林所有者、市民、行政、森林組合、林業事業者、各種団体等の連携は欠かせません。

そのため、市や森林組合が中心となり、それぞれが責務と役割を果たし、お互いの立場を理解しながら以下の組織が情報や労力を提供しあえるような推進体制を構築していくほか、市はそうした体制整備に必要な組織を随時設置できるものとします。

(1) 関係団体・組織等とその役割

ア) 飛騨市森林審議会

地域住民の森林に対する意識の向上を図るとともに、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用を図るため、森林・林業行政における諮問機関として、森林・林業関係者のみならず、市民の代表等も参画する飛騨市森林審議会を設置します。【運営事務局：飛騨市】

イ) 広葉樹活用推進コンソーシアム

飛騨市が推進する広葉樹のまちづくりの取組に賛同する市内及び飛騨地域の、素材生産者、製材事業者、木製品企画・製造・販売事業者、建築事業者など、川上から川下までの事業関係者と行政が連携し、広葉樹の価値を最大限高める独自のサプライチェーン構築を目指す飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムを設置します。【運営事務局：西野製材所】

ウ) 飛騨市伐採審査委員会

無秩序な伐採を規制し災害の起きない環境に配慮した適正な伐採を推進していくため、有識者により大規模な伐採をあらかじめ審査し、事業体に指導等を行う飛騨市伐採審査委員会を設置します。【運営事務局：飛騨市】

エ) 飛騨市森林集約化協議会

世代交代や不在村所有者の増加により年々境界確定が困難となり、森林の団地化及び事業承諾に多大な時間と労力が必要となっている背景を踏まえ、市や林業事業者等の関係機関が一体となり、効率的な森林整備を目的として団地化すべき森林の情報の共有を進める飛騨市森林集約化推進協議会を設置します。【運営事務局：飛騨市森林組合】

オ) 森林推進員連絡協議会（森林推進員会議）

飛騨市森林組合が組合員との間の連絡を密にし、組合運営の効率化と組合員に対する情報の提供のために設置する森林推進員連絡協議会（森林推進員）にオブザーバとして参加し、当該組織の円滑な運営を支援します。【運営事務局：飛騨市森林組合】

(2) 市有林の整備に関する事項

森林・林業に対する知識と技術を持った民間事業者のノウハウを市有林整備に活かすため、プロポーザル方式の導入による経営的視点に基づいた市有林管理を行うほか、必要に応じて林業事業者や森林所有者との森林経営計画に共同計画策定者として参画し、効率的な森林整備を推進します。

(3) 市有林の森林認証に関する事項

飛騨市市有林において FM 認証を、広葉樹活用推進コンソーシアム会員等により CoC 認証を取得し、市内産の広葉樹材や認証木材を使った商品の高付加価値化を目指し、林業や木工製造業などの産業活性化や、森林環境の保全を図ります。

(4) 森林監視パトロールの実施に関する事項

違法伐採、廃棄物の不法投棄等を防止するため、森林監視パトロールをボランティア、地域住民、森林組合、林業事業体等と提携し実施します。

(5) 目標林型の設定に関する事項

指標林調査を各地で実施し地域ごとの森林の状況を把握し、目指すべき将来の森林の姿を具現化し、市民や関係機関内でその成果を共有していきます。

7 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者による経営管理が困難な森林については、森林経営管理法に基づき森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林環境譲与税の活用による飛騨市森林経営管理事業を実施することで、未整備森林の解消に努めます。

8 その他必要な事項

(1) 制限林等の施業に関する事項

法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行います。

また、制限林において重複があるものについては、制限の最も強い法令に基づき施業を行います。

(2) 森林被害対策・森林の保護及び管理に関する事項

干害、雪害、風害等の被害を受けた時は、被害木の適正な処理を実施するとともに、必要に応じて適切な補植を実施します。

また、森林の保護及び管理については、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、適時適切に行うこととします。

(3) 低質材の利用に関する事項

木質バイオマス発電所の建設等による低質材需要の高まりや、森林資源の無駄のない活用、災害につながりやすい林地残材の減少などを目的に、樹木をまるごと一本利用するカスケード利用を推進します。

また、材価が安くかさばりやすい低質材は、運搬費が比較的高くなることから現地でのチップ化が可能な機械導入を検討していきます。

(4) クリーンウッド法に関する事項

法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その他製品の流通及び利用を促進します。

VI 広葉樹のまちづくり実現のために必要な事項

1 広葉樹のまちづくりの概要に関する事項

私たちが暮らす飛騨市は、面積の9割以上を森林が占め、森林が有する様々な公益的機能の恩恵を受けています。また、飛騨市の森林の約7割は広葉樹天然林であることから、季節によってその様相が大きく変わり、私たちの目を楽しませてくれるほか、山菜などの恵み、そして多様な動植物の生息環境を作るなど、生物多様性にも寄与しています。

しかしながら、国・県の手厚い支援の下で効率的に行われる針葉樹林業とは対照的に、広葉樹天然林は日本の森林の約半分を占めながらも国・県からの支援も少なく、パルプ・チップ用として皆伐されることはあっても、人工林のように山を育てるために人の手が入ることはほとんどありません。

現在の市内における広葉樹天然林は、人がたどり着けないような奥山を除き、戦後の薪炭利用のため盛んに伐採が行われ、その後天然更新した二次林です。1960年代に起こったエネルギー革命により、国民の燃料等は石油や天然ガスなどに大きく転換され、木材の需要が急激に減少したことで、広葉樹が伐採されることは無くなったため、その多くは手入れがなされないまま60～70年生まで生長しています。

そこで飛騨市は、地域資源としての広葉樹天然林に再度光を当て、これまで向い合っこなかった「広葉樹を活かす」ということにきちんと向き合うことで、新たな林業のかたちと持続可能な地域づくりに挑戦することにしました。「きちんと向き合う」とは、広葉樹を地域の資源として「安定的」かつ「継続的」にその価値を高めながら利用していくことを指しています。具体的には、市内の広葉樹天然林に手を入れ、価値を高めながら、その過程で伐採され、これまでチップなどにしか利用されなかった小径木を、商品として加工、流通させる仕組みづくりを行うことです。

2 広葉樹資源の現状に関する事項

飛騨市が平成28年度に実施した広葉樹資源量調査の結果、天然更新中の伐採跡地まで含めると、広葉樹林の面積は市内民有林の約7割を占め、ミズナラやブナの賦存量が圧倒的に多いこと、そして中には胸高直径が70cmを超えるミズナラやトチも存在することが確認されました。

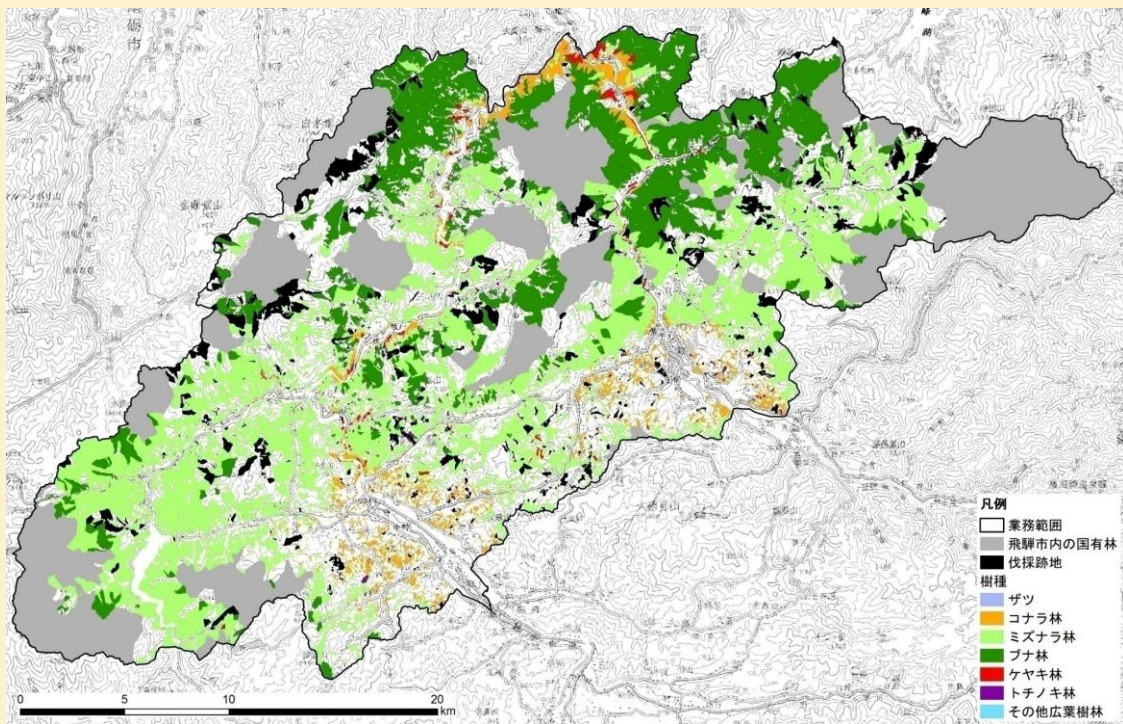
一方で、市全域のデータを平均すると、胸高直径はわずか26cm程度しかないことも分かりました。胸高直径26cmの広葉樹材の用途と言えば、一般的に通直なものなど良いもので枕木、しかしそのほとんどはパルプ・チップ材、もしくは薪などの燃料用材にしかならないという評価となります。

飛騨市における広葉樹資源の概要は表VI-2-1-1、樹種別の分布については図VI-2-1-1のとおりです。

表VI-2-1-1 広葉樹資源の概要

樹種	調査地点数	平均 胸高直径 (cm)	平均 上層木樹高 (m)	直径 24cm 以上の本数 (本/ha)	全本数 (本/ha)	直径 24cm 以上の材積 (m ³ /ha)	全材積 (m ³ /ha)
ザツ	8	18.4	15.5	50.0	431.3	15.75	79.88
コナラ林	13	23.7	16.9	261.5	515.4	166.88	211.96
ミズナラ林	20	24.2	18.3	235.0	512.5	171.18	228.60
ブナ林	21	30.8	20.0	247.6	400.0	300.45	324.26
ケヤキ林	5	25.3	14.7	220.0	550.0	193.60	238.20
トチノキ林	10	31.4	18.2	200.0	395.0	228.15	263.00
その他	5	25.1	21.6	240.0	490.0	197.00	264.70
全体平均	—	26.2	18.2	219.5	462.8	198.33	243.98

図VI-2-1-1 樹種別分布図



3 広葉樹天然林の施業に関する事項

(1) 広葉樹天然林の施業に関する考え方

広葉樹のまちづくりの土台となる森林資源の状況にあわせた適切な施業と国産広葉樹の安定供給・持続可能な広葉樹林業を実践するため、「飛騨市広葉樹天然生林の施業に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）に沿った施業を推進します。

(2) 市有林の活用

国内における林業政策は、戦後の拡大造林以降、針葉樹中心に行われてきたため、広葉樹施業に関する情報や技術、知見が圧倒的に不足しています。そのため、市有林を活用した実証試験を行い、広葉樹天然生林の施業に必要なデータの収集に努めます。

また、近年 SDGs の世界的推進により、適正な森林管理下での木材生産がこれまで以上に重要となっていることを踏まえ、市有林において FSC 認証 (FM) を取得し、市が率先して国際基準に基づく森林管理のモデルを示します。

4 山元への還元に必要な広葉樹流通量の増加に関する事項

市内の林業事業体における広葉樹の伐採量は針葉樹と比較して少なく、かつそのほとんどがパルプ・チップ用材として市外に安価で販売されているだけでなく、森林整備に対する国・県からの支援もないため山元への還元が針葉樹と比較して難しいという側面があります。

飛騨市が平成 27 年度に市外民間企業 2 社とともに、広葉樹のまちづくりの中核を担い、取り組みの加速化を目的に設立した「株式会社飛騨の森でクマは踊る」については、これまでにない新しいアイデアとネットワークを元に、小径木広葉樹の新たな価値づくりに成功し、これまでに飛騨地域産広葉樹材を活用した家具・什器の企画・販売、都市部のオフィスリノベーションなどにおいて飛騨の広葉樹を使用するなど、一定の成果を上げてきました。また新たなサプライチェーンにおける円滑な広葉樹流通を促進するため、伐採～製材～販売までの工程に精通し、需要に見合った材の確保、マッチング等をコーディネートする「広葉樹活用コンシェルジュ」を配置し、販売力強化を図ってきました。

今後は飛騨市及び飛騨地域における小径木を含む広葉樹の流通量増加を推進し、山元への還元を目指すとともに、そのために必要な体制整備の実現のため、以下のとおり目標を設定します。

(1) 飛騨（地域）市産広葉樹の安定供給

円安やウッドショックによる輸入材の高騰を背景にした国産材回帰により、国産材需要が増加していることから、今後の流通量の増加に対応するため、インフラの強化などにより対応力向上を図るとともに、国内他地域や企業等と原木の相互融通などを含む相互連携を進めることで広葉樹の安定確保を図る。

(2) 多様な分野（木製家具・什器以外）での広葉樹活用

現在、市内産小径木広葉樹の活用は「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」構成員による家具や什器、内装等への利用が主となっているが、今後はそれらへの活用は推進しながらも、引き続き全国の多様な広葉樹需要の掘り起こしとマッチングを継続し、広葉樹のカスケード利用によるさらなる価値向上に取り組む。

5 具体的な取り組みに関する事項

前項に定める目標を達成するため、市民、関係事業者、行政等が互いに連携し、次に掲げる取り組みを推進することとします。

(1) 広葉樹活用推進体制の整備及び普及啓発

飛騨市が推進する広葉樹のまちづくりの取組に賛同する市内及び飛騨地域の、素材生産者、製材事業者、木製品企画・開発、製造、販売事業者、建築事業者、行政などの川上から川下までの事業関係者が連携し、広葉樹の価値を高めるプラットフォームとなる「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」について、その活動を支援します。

また、これまで同様、森林活用に関する様々な分野の有識者を招聘し、市民公開でともに学ぶ「広葉樹のまちづくりセミナー」や、国内先進地での事例研究を行う現地検討会も併せて実施します。

(2) 飛騨市（地域）産材の市内（地域内）留保（目標：①）

ア) 山土場・事業者土場での仕分け

現在、パルプ・チップ用材として出荷されている小径等広葉樹の価値をより高めるために行っている仕分け作業について、原木の詳細な規格化（仕分け基準の作成）を進めることで効率化します。

イ) 私有林整備による搬出

「基本方針」に基づき行われる広葉樹施業（択伐、間伐、育成木施業等）に係る経費に対し市独自の補助制度により支援し、広葉樹材の安定供給・搬出を図ります。

(3) 広葉樹活用人材の育成（目標：①）

今後、森林経営管理法の下で譲与税を活用した広葉樹天然林整備を本格化させるにあたり、岐阜県森林文化アカデミーとの連携協定に基づき、広葉樹天然林における選木、育成木施業、伐倒、活用など、トータル的な視点で事業を推進できる知見や技術を有した人材を育成します。

育成プログラムは、飛騨市の森林において年間通じて実施し、市内林業技術者はもちろん、日本全国に受講者を募集し、広葉樹活用のネットワークづくりにも活用します。

(4) 飛騨市産広葉樹のサプライチェーンの強化（目標：③）

「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」が主体となって取り組んできた市内に広葉樹の流通拠点を設置し広葉樹の安定的な供給体制を一層強化し、飛騨市産広葉樹の流通増加や安定的な供給体制の強化を図ります。また地域全体で広域流通に取り組めます。

(5) 林業・木工技術者の確保・育成（目標：①・②）

中長期的視点での広葉樹流通量増加のためには、市内における川上、川下分野の専門人材の確保・育成は欠かせない要素であること踏まえ、岐阜県立森林文化アカデミーとの連携協定に基づき、市内就職や起業を目指す学生に対し修学金を交付し、市内における林業・木工技術者の確保・育成を推進します。

また、針葉樹に比べて危険が伴うため高い技術が必要となる広葉樹の伐倒について、市内林業事業者が実施する伐倒技術研修等を支援することで、安全で安定的な広葉樹生産の体制強化を図ります。

6 連携して取り組む広葉樹のまちづくりに関する事項

広葉樹人工林の整備や広葉樹の活用は、全国でもあまり例のない取り組みであり、広葉樹施業に関しては技術や手法が未だ確立されていない部分があること、また、広葉樹活用に関しては小径木の活用にはまだまだクリアしなければならない課題が山積しています。

それら課題の解決にあたっては飛騨市が単独で進めるのではなく、県内はもとより全国で同様の取り組みを実践している自治体や企業、広葉樹活用に関する研究を実施している学術・研究機関などと積極的に連携し、情報を共有することで新たな解決策を見出していきます。